

土地有償譲渡届出書・土地買取希望申出書記入方法

※右記留意事項に従い太枠内に記入の上、必要に応じて書類等を添付して下さい。

様式第1号（第2条関係）

【1】 【2】

土地有償譲渡届出書・土地買取希望申出書

宇美町長 殿

届出 申出 〒	者住所 TEL()-()-()	ふり がな 氏名 法人は 名称 代表者			
届出 譲り渡そうとする相手方(この欄は土地有償譲渡届出書のときだけ記入してください。)					
1 譲り渡す相手住所		2 氏名			
土地に関する事					
3 所在地		4 地目（登記簿） 地目（現況）		5 登記簿地積 m ² 6 実測面積 m ²	
7 所有権以外の権利者の住所		8 所有権以外の権利者氏名		9 権利の種類 所有権以外の権利 10 有統期限 年 月 日 11 地代 円	
その土地にある建築物、工作物に関する事					
12 所在地		13 用途		14 構造の概要 15 延面積	
16 所有者住所		17 所有者氏名			
18 所有権以外の権利者の住所		19 所有権以外の権利者氏名		20 権利の種類 21 権利の内容	
譲渡予定(買取希望)価格					
22 土地		23 建築物・工作物		24 合計	

添付すべき図面等

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 地形図(位置図) おおむね縮尺1/50,000 | <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 |
| <input type="checkbox"/> 周辺状況図 おおむね縮尺1/500 | <input type="checkbox"/> 公図 |
| <input type="checkbox"/> 測量図(土地の面積が実測による場合) | <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めた書類 |

審 査 欄	25 買取希望 あり(下欄に記入) なし	33 事業別状況
	26 買取協議団体名	34 備考
	27 買取目的(事業名)	
	28 今後の予定 買取 年度 事業施行 年度	
	29 事業主体名	35 関係先 町登録受付印
	30 都市計画区域 非線引き区域	
31 公法該当 第4条 項該当 ・ 第5条該当		
32 買取協議先の所属名等		

【1】土地有償譲渡届出	【2】土地買取希望申出書
土地所有者が都市計画区域内における一定面積(※1)以上の土地等を有償譲渡しようとする場合 ※1)都市計画施設区域内:200㎡以上 非線引区域内:10,000㎡以上	土地所有者が都市計画区域内における一定面積(※2)以上の土地等について、地方公共団体等に取りの希望がないか申し出る場合 ※2)都市計画区域内:100㎡以上
(1)届出者(譲り渡そうとする者・土地所有者) ①届出者が法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名を記載すること。 ②住所又は名称が登記簿謄本と異なる場合は、登記簿謄本を添付のこと。 ③届出者が代理人の場合は、委任状を添付のこと。 ④相続がある場合は、相続関係図を添付のこと。 ⑤届出者が共有の場合は、外○名と記載し、別紙に共有者の住所・氏名を記載の上、押印した一覧表を添付のこと。	(1)申出者(申出をする者・土地所有者) ①届出者が法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名を記載すること。 ②住所又は名称が登記簿謄本と異なる場合は、登記簿謄本を添付のこと。 ③届出者が代理人の場合は、代理人名を記載し、委任状を添付のこと。 ④届出者が共有の場合は、外○名と記載し、別紙に共有者の住所・氏名を記載の上、押印した一覧表を添付のこと。
(2)譲り渡そうとする相手方に関する事項 ①届出者が法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名を記載すること。 ②届出者が共有の場合は、外○名と記載し、別紙に共有者の住所・氏名を記載した一覧表を添付のこと。	(2)譲り渡そうとする相手方に関する事項 ①この欄には記載しない。
(3)土地に関する事 ①地番が複数あり記載しきれない場合は別紙一覧表を添付のこと。 ②実測面積が分かる場合は記載し、地積測量図を添付のこと。分筆を伴う場合は必要。 ③地上権・抵当権・賃借権等所有権以外の権利がある場合、当該権利を有する者の住所・氏名・権利の種類等を記載のこと。所有権以外の権利がない場合は「該当なし」と記載のこと。記載しきれない場合は別紙により一覧表を添付のこと。	(3)土地に関する事 ①地番が複数あり記載しきれない場合は別紙一覧表を添付のこと。 ②実測面積が分かる場合は記載し、地積測量図を添付のこと。分筆を伴う場合は必要。 ③地上権・抵当権・賃借権等所有権以外の権利がある場合、当該権利を有する者の住所・氏名・権利の種類等を記載のこと。所有権以外の権利がない場合は「該当なし」と記載のこと。記載しきれない場合は別紙により一覧表を添付のこと。
(4)その土地にある建築物、工作物に関する事 ①建物がない場合は「該当なし」と記載のこと。 ②地上権・抵当権・賃借権等所有権以外の権利がある場合、当該権利を有する者の住所・氏名・権利の種類等を記載のこと。所有権以外の権利がない場合は「該当なし」と記載のこと。記載しきれない場合は別紙により一覧表を添付のこと。	(4)その土地にある建築物、工作物に関する事 ①建物がない場合は「該当なし」と記載のこと。 ②地上権・抵当権・賃借権等所有権以外の権利がある場合、当該権利を有する者の住所・氏名・権利の種類等を記載のこと。所有権以外の権利がない場合は「該当なし」と記載のこと。記載しきれない場合は別紙により一覧表を添付のこと。
(5)譲渡予定価格 ①当該届出に係る土地、建物・工作物の譲渡予定価格を記載のこと。 ②譲渡予定価格が土地、建物・工作物込みの金額で分けることができない場合は、その旨を記載の上合計金額を記載のこと。	(5)譲渡予定価格 ①当該届出に係る土地、建物・工作物の譲渡予定価格を記載のこと。 ②譲渡予定価格が土地、建物・工作物込みの金額で分けることができない場合は、その旨を記載の上合計金額を記載のこと。

その他留意点

- 買取協議を行う地方公共団体の有無については届出・申出から3週間以内に届出・申出者に通知いたします。
- 地方公共団体が買取の協議を行う旨の通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該協議を行うことを拒むことは出来ません。
- 地方公共団体が買取の協議を行う旨の通知日から3週間(その期間内に土地の買い取り協議が成立しないことが明らかになった時は、その時まで)は土地の譲渡が禁止されます。
- 協議が不成立等に終わった場合には、協議を行う旨の通知日から3週間経過した日(その期間内に土地の買い取り協議が成立しないことが明らかになった時は、その日)の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該土地に係る同人の届出義務は免除されます。

※図面等を添付して下さい。